

○病気休暇

・概要

- (1) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあらかじめ承認を得ることで取得できる。
- (2) 病気休暇の期間は、下記のとおり定められている。
 - ① 結核性疾患により長期の療養を要する場合
 - ア 2年以内の必要と認める期間
 - ② 負傷又は疾病のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ア 次の区分それぞれに定められている日数の範囲内で必要と認める期間
 - (ア) 生活習慣病、精神科疾患及び特定疾患 180日
 - (イ) 負傷並びに①及び(ア)に掲げる疾病以外の疾病 90日

・関係法令等

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第13条、第16条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第12条、第16条、第19条
- (3) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第3
- (4) 教職員の療養休暇に関する取扱要項
- (5) 市町村学校管理規則

・事務手続

事由	提出先	必要書類及び添付書類等（※は必要な添付書類）	備考
7日未満の場合	本人→校長	・休暇（欠勤）願	
7日以上1か月未満の場合	本人→校長	・休暇（欠勤）願 *医師の診断書	
1か月以上の場合 （90日以内）	本人→校長	・休暇（欠勤）願 *医師の診断書	休暇報告書 } 4部作成 休暇願書 } 3部提出 診断書 } ※診断書 原本1、 コピー3 ※原本は本庁分となるので、地教委に提出
	校長→地教委	・職員の1箇月以上の休暇報告書 *本人の休暇（欠勤）願 *医師の診断書 人事事務の手引 No. 25	
成人病で90日を超える場合 （通算180日）	本人→校長	・休暇（欠勤）願 *医師の診断書 ※ 成人病の場合、診断書の様式が定められている 人事事務の手引 No. 54	意見書 } 4部作成 休暇届書 } 3部提出 診断書 } 経歴表 } ※ 診断書、経歴表 原本1、コピー3 ※原本は地教委へ提出
	校長→地教委	・病気休暇（成人病）についての意見書 *本人の休暇（欠勤）願 *医師の診断書 *病休（成人病）職員経歴表 人事事務の手引 No. 36、39	
精神疾患で90日を超える場合	本人→校長	・休暇（欠勤）願 *医師の診断書 ※ 精神疾患の場合、診断書の様式が定められている 人事事務の手引 No. 26、56	提出部数は 「成人病90超の場合」と同じ
	校長→地教委	・病気休暇（精神疾患）についての意見書 *本人の休暇（欠勤）願 *医師の診断書 *病休（精神疾患）職員経歴表 人事事務の手引 No. 36、39	

事由	提出先	必要書類及び添付書類等（*は必要な添付書類）	備考
結核性疾患で 長期の療養 を要する 場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・病気休暇（結核性疾患）承認願 *医師の診断書 *結核性疾患精密検査証明書 *X線直接写真 人事事務の手引 No. 45、46 	意見書 } 4部作成 承認書 } 3部提出 検査証明書 病休経歴表
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・病気休暇（結核性疾患）についての意見書 *本人の病気休暇（結核性疾患）承認願 *医師の診断書 *結核性疾患精密検査証明書 *X線直接写真 *病休職員経歴表 人事事務の手引 No. 36、39 	
	療養休暇中 3か月毎に		<ul style="list-style-type: none"> ・療養経過報告書 * 校長の副申書、医師の診断書が 組み込まれている 人事事務の手引 No. 46
病休を延長 する場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・「1か月以上（90日以内）の病気休暇」 の取扱いに準ずる ※ 診断書の様式に注意する 	
病気を 延長する 場合 （結核性疾患）	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・病気休暇（結核性疾患）期間延長願 *療養経過報告書 *結核性疾患精密検査証明書 *X線直接写真 人事事務の手引 No. 50、47、46 	意見書 } 4部作成 延長書 } 3部提出 検査証明書 X線写真 病休経歴表
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・病気休暇（結核性疾患）期間延長について の意見書 *本人の療養休暇期間延長願 *療養経過報告書 *結核性疾患精密検査証明書 *X線直接写真 *病休職員経歴表 人事事務の手引 No. 49、39 	
治癒して復職 する場合	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・事故止届 *医師の診断書 人事事務の手引 No. 42 	意見書 } 4部作成 事故止届 } 3部提出 診断書
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・事故止についての意見書 *事故止届 *医師の診断書 人事事務の手引 No. 41 	
治癒して復職 する場合 （結核性疾患）	本人→校長	<ul style="list-style-type: none"> ・事故止届 *療養経過報告書 *化学療法に関する証明書 *X線直接写真 人事事務の手引 No. 42、47 	意見書 } 4部作成 事故止届 } 3部提出 X線写真
	校長→地教委	<ul style="list-style-type: none"> ・事故止についての意見書 *事故止届 *療養経過報告書 *化学療法に関する証明書 *X線直接写真 人事事務の手引 No. 40 	

・留意事項

- (1) 週休日及び休日も期間の計算に含まれ、半日又は時間単位で承認された場合も1日として計算する。
- (2) プライバシーの保護には十分に注意すること。
- (3) 引き続き7日以上にわたる病気休暇を承認する場合及び1か月以上にわたる病気休暇を報告する場合の医師の診断書には、次の事項を記載したものでなくてはならない。
 - ① 病名
 - ② 症状の経過及び症状に対する臨床的所見
 - ③ 当該疾病の伝染性の有無
 - ④ 治ゆに至るまで必要と予見される療養期間

また、引き続き1か月以上にわたる病気休暇の職場復帰に伴う医師の診断書には、次の事項を記載したものでなくてはならない。

- ① 当該疾病に対する臨床的所見（治ゆしたかどうかの所見）
- ② 勤務可否の判定及び勤務程度
- ③ 勤務によって病勢が増悪するおそれがないかどうかの判断
- ④ 伝染性疾病の場合には、勤務することによって他人に伝染するおそれがないかどうかの判断

以 下 余 白